

「フリー素材の使用」をめぐるトラブルに巻き込まれたとして、ご相談が寄せられました。JPDA会員の方ではありませんが、権利保護委員会が、トラブルの要旨を伺い、相談の窓口として知的財産権の専門機関をご紹介します。

相談者のご了解を得て、身近なトラブル事例として以下に、どのような経過であったかを報告します。今回のレポートをお読みいただき、改めて「フリー素材の取り扱い」に、ご注意くださいと思います。

活動報告では、JID 日本インテリアデザイナー協会からデザイン保護事情を寄稿いただきました。D-8創作証を、会員としてではなく協会「JID」として使用した例をあげ、企画そのものやマニュアルを含めて創作物としての権利が発生しているという意志が表示されています。

緊急のご案内

情報発信Bは、JIDA 日本インダストリアルデザイナー協会からセミナーのお知らせです。「意匠権出願図面の描き方、意匠権の活用の仕方」等々デザイナーに役立つ内容です。又、他協会の様子を感じ取る良い機会です。JPDAからもぜひ、ご参加下さい。

(編集・文責：権利保護委員会 委員長 丸山和子)

情報発信 A

フリー素材のトラブル事例とその対処

JPDA権利保護委員会&相談者(非会員)A氏

■対応方法と解決へ

知財トラブル対応の専門家にご紹介するために、以下の(1)、(2)の準備を相談者をお願いしました。

(1)事実を時系列に沿って整理すること。

(2)使用したフリー素材と、相談者が使用するために加工したものを提示出来るように用意すること。

その後、トラブル概要を相談窓口【東京都知的財産総合センター】(※注)に伝え、面接希望を相談者ご自身から申し込んで貰う取り扱いました。

「アドバイザーと知財専門の弁護士さんに相談に乗っていただけ、心配していたことに対して、納得した対応がとれました。」という報告が後日委員会に届きました。

■相談者A氏 レポート

【事実概要】

私のホームページ上の画像1点に関して、画像配給会社であるX社が、当該画像はX社が著作権を管理している画像でありそれが無断で使用されているとして、私に対して画像使用料(金6万3,000円)をメールで請求してきた。

しかし、当該画像は私がX社とは全く別会社であるY社から適法に取得したものであった。Y社はホームページ作成素材を無料提供している会社で、様々なタイプのホームページテンプレートをそれぞれ使用する画像数枚を含めて一式として、フリーダウンロードできるサービスを提供していた。私は数枚の画像のうち1点を特段加工することもなくそのまま自己のホームページ上で使用していた。そして、使用し始めてから1年あまり経過した時に前述のX社から画像使用料の請求メールを受け取った。ただし、X社が権利を主張している画像と私が使用している画像は正確には完全に同一のものではなく、同一であるように見受けられるが、実際はサイズ及びトリミング加工による画像内容等の点で異なるため、別の画像であった。

→X社からの金銭請求の連絡→

- ・1ヵ月半の間にメールが3通。
- ・最終的には書面にて請求書が届いた。
- ・メールの内容は、画像使用料請求の「予告」から始まり、「法的手段を取る」。
- ・さらに後日届く請求書に記載されている口座へ当該料金を「振込まない場合には法的手段を取る」というように段階を踏んでいた。

【解決までの経過概要】

最初はメールを無視していたが、相手方であるX社が大きな会社であったため、だんだんと不安になり、友人を通じてJPDA権利保護委員会 委員長に相談したところ東京都知的財産総合センターのアドバイザーを紹介された。そこでアドバイザーを訪ねて相談に伺ったところ、法的な問題に関しては当日担当の弁護士からその場で直接アドバイスをもらえることになった。

当日担当の弁護士からのアドバイスによると、まずはX社からの請求に対しては無視という態度を続けていて良いが、後日紛争となった場合の準備として現段階で確保できる証拠を集めておくようにとのことだった。

証拠とは、当該画像はX社から取得したものではなく別会社であるY社から取得したものであることを証明するために、具体的には現時点でもY社が当該画像について無料ダウンロードサービスをしていることを記録とすることである。最初に私が画像を取得したと同様の方法により再度取得し、それを自己宛にメールで送信して日付を残しておくことになった。

結局、X社から書面での請求書が届いたが、私がX社へのメール等を終始無視していたため、その後内容証明等が送られてくることも訴訟に発展することもなく、X社からの連絡もなくなった。

【当事者としての感想】

私は法律の勉強をしていたため、多少の法的知識はありましたが、実際に事業会社から金銭請求をされ始めるとやはりかなり不安になりました。お金を払込むつもりはありませんでしたが、訴訟に発展したら精神的に相当なダメージだと考えると、そのことでもかえって精神的に苦痛を覚えました。

しかし、東京都知的財産総合センターのアドバイザーや当日担当の弁護士に相談に乗って頂いたことで、その苦痛が和らぎ普段の日常生活を取り戻すことができました。

法的問題については専門の弁護士に具体的な相談ができ、また事件の経緯全般についてはアドバイザーに相談に乗ってもらえという2段階の相談体制をご用意して頂けたおかげで、とても助かりました。アドバイザーの方には、私の不安な気持ちを聞いて頂けて本当に救われた思いがしました。この事件に関して私のためにご尽力くださいましたこと、とても感謝しております。ありがとうございました。

(以上)

※注【東京都知的財産総合センター】は Vol.20で紹介が掲載されています。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

〒110-0016

東京都台東区台東1丁目3-5 反町商事ビルディング 1F

(ご相談は事前予約制です。又相談者は東京都内の中小企業事業者及び個人事業者に限ります。)

Tel:03-3832-3655

アクセス:秋葉原駅(東京)

相談時間:9:00~17:00

休日:土・日・祝日及び年末年始

■ロイヤルティー(ロイヤリティーとも)・フリー

事前に取り決められた使用許諾範囲内であれば、知的所有権に関する指定範囲内の使用料(ロイヤルティー)の発生が免除されている著作物や技術がフリー素材としての対象となります。

当初は写真等に対して使われる用語でしたが、現状では知的財産全般にその範囲が広がっています。特にウェブ上で提供されるフリー素材は、誰でも簡単に「コピー&ペースト」が可能のため安易に使用される傾向がありますが、そのためのトラブルも増加しています。

「ロイヤルティー・フリーと表現されている素材」には、その使用に関しての“但し書き”や「利用規約」が必ず載っています。時として、見落とししてしまうような小さい文字での表記や、表記場所が気づきにくいことも往々にしてあります。 「フリー素材には、必ず使用制限があるのだ。」と言う意識で、付記説明を読まることがトラブルに巻き込まれないための、第一歩かと思えます。

さらに、利用者が自分としては気をつけて対応していると思いついても、提供者との間にある認識のずれが原因で不愉快な立場に立たされてしまうこともあります。

～日常のデザイン業務から、フリー素材に向き合うときの心構え雑感～

JPDA 権利保護委員会・D-8デザイン保護研究会／委員 時田 秀久

(トッパンアイデアセンター 商品企画部 アートディレクター)

ーロイヤリティーフリー素材の扱い等についてー

デジタル化の加速とともに、簡単にクリエイティブワークに使用できるという、うたい文句の素材集が増えています。一見する限り、何に使用しても一切制限の無いかのような表現がされているものが殆どですが、保険証券同様必ずどこかに制限項目が表示されていますので、使用にあたっては最大限の注意が必要です。

●著作権と連動するものですので、慎重に使うことが求められます。

使用の履歴を確認

この種の素材集で最も留意しなくてはならないのは、使用の履歴が確認できないということです。「知らず知らず」にコンピティターのデザインに既に使用されていた」などという事態も充分起こり得ます。これはいわゆるレンタル素材についても同様の配慮が必要です。

背景にある各種知財にかかわる権利の存在

- ・著作権は良いとしても素材によっては商標登録されているような場合まれに存在しますので、その面でも慎重な確認作業が必要です。
- ・コンストラクションデザインのものも販売されていますが、私のみる範囲では工業所有権の有無等について言及されているものはほとんどありません。

このような展開図でこのようなカタチのパッケージができるということで非常に参考になるものですが、こちらは工業所有権にかかわる問題が発生する可能性がありますので著作権同様、意匠権・特許権等についての認識を持って使用することが必要です。

いざにしても安易に素材集を利用するのではなく、掲載されている素材の背景にある各種知財にかかわる権利の存在を常に意識することが必要だと思います。

JPDA 権利保護委員会・D-8デザイン保護研究会／委員 徳岡 健

(株式会社YAOデザインインターナショナル アートディレクター)

ーフリー素材についてー

フリー素材は写真やイラスト、各種パターン、フォント等、ネットでのダウンロードからデータ付きの書籍、CD-ROMまで多くのものがありデザインの現場で使用されています。個人的な感想ですが、フリー素材を手早く使ったデザインもあれば、いかにもフリー素材を使用したとわかるデザインのオリジナリティやパワーが…?と感じるデザインもあるようです。

使用媒体により条件が異なる

しかし、フリー素材は予算やスケジュールが厳しい仕事の際、簡単に低価格で利用することができますので最近のデザイン開発の現場ではなくてはならないものになっているのも事実です。フリー素材は取り扱っている各社で利用できる条件が違います。本来にフリーで使えるものから、ロイヤリティーフリーと謳っているが、使用媒体により条件が異なるものまで。特にパッケージデザインで使用の場合はパンフレットや広告等、他の媒体で使用する場合と条件が異なることもあり、その都度確認が必要になるようです。

活動報告

連載「D-8デザイン保護研究会メンバーからの各協会のデザイン保護事情」

JID総務組織委員会 デザイン保護 担当/秋山修治 (a-Design Associate)

◆日本インテリアデザイナー協会では

JID(社)日本インテリアデザイナー協会では、デザイン保護に関する事項は本部総務委員会が担当しています。総務委員会は、協会の組織や運営に関する事、ならびに会員の福祉や利益に関することなど多岐に亘る事務を担当している委員会です。その中の一つに、デザイン保護研究が含まれ、D-8創作証の周知と推進も行っていきます。

JIDのメンバーの業務範囲はインテリアデザイン並びにインテリアエレメントのデザインが主と言えます。モノのデザインについては意匠権やその他の工業所有権など知財権全般への関心や目配りが求められますが、空間デザインについてはモノのデザインに比べクライアントもデザイナーも知財についての権利意識が薄いというのが現状でしょう。

◆D-8創作証の活用状況について

このような環境条件のためか、D-8創作証の登録者も現在では10名に満たないというのが実状です。その主な要因としてインテリアデザインはその都度、対象空間や与条件が異なり、案件毎に変化し、同一の環境が得られないことがあげられています。今後会員にD-8創作証の活用についてその主旨や運用と効果について理解を促す努力を強めていきたいと考えています。

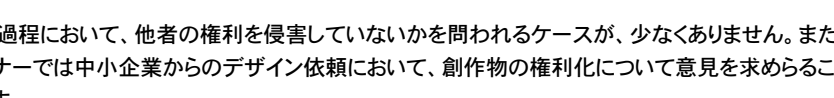
告知については、ネットを介したJIDニュース(会報)や各エリアで行われている様々なイベント・セミナーを通じフライヤーの配布等で周知を行っています。

その効果の一つとして、次世代へのデザインへの関心の喚起と自然との共生を意識したワークショップ「あつまれキッズデザイナー『大きな夢のつまった小さな椅子づくり』」イベントの案内やマニュアルに「D-8創作証」の表示をし、一般参加者へも告知を行った例があげられます。(図参照)

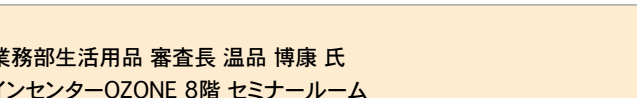
マークと共に「D-8創作証とは、日本デザイン団体協議会(D-8)が定めた「デザイン創作物」であることを示すマークです」のコピーを添えて表示しました。

これは、会員としてではなく協会「JID」としての表示です。企画そのものやマニュアルを含めて創作物としての権利が発生しているという意志表示でもあります。このような活用は、当初委員会としては予想していなかった活用方法ではありますが今後様々な可能性をもった活動と理解しています。

「なお、この企画はキッズデザイン協議会の第6回「2012年」キッズデザイン賞を受賞しました」



2012年7月21日-22日開催の案内・マニュアルの表紙と背表紙。背表紙にD-8創作証を表示した。



新宿OZONE 3階で行われたワークショップ風景

今後、様々な場面でD-8創作証の表記や訴求が考えられると思います。この機会を通じ会員のみならず、広く社会へ向けてのメッセージとなるよう努力が求められるものと思います。

情報発信 B

JIDAより、知財セミナー開催のお知らせ

【デザイン創作物の権利化と意匠制度活用可能性】

実施:JIDA 職能委員会・職能部会(部会長 堀越 敏晴)

デザイン制作過程において、他者の権利を侵害していないかを問われるケースが、少なくありません。またフリーランスデザイナーでは中小企業からのデザイン依頼において、創作物の権利化について意見を求めることも増えてきています。

デザイン創作物を権利化するための基本知識、意匠制度の意義、出願図面の記載の仕方、意匠権による効果などを中心にデザイナーに役立つ意匠制度活用アイデアをお話しいただきます。

講師:特許庁 審査業務部生活用品 審査長 温品 博康 氏

場所:リビングデザインセンターOZONE 8階 セミナールーム

日程:11月26日(月) 受付 15:30~

開始 16:00~終了 17:30(セミナー60分、意見交換、質疑応答30分)

参加費:JIDA会員、賛助会員企業、準会員/¥1,000

デザイン8団体会員/¥1,000

CLUB OZONE会員/¥1,000

一般/¥2,000

学生/¥500

懇親会(会費¥4,000予定/懇親会は事前申し込みの方に限ります。締め切り11月10日)

申込先:JIDAホームページ

◆このページに限らずVol.1〜これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。